

10月は里親月間

里親制度とは、さまざまな事情から家庭で暮らすことができない子どもを、自らの家庭に迎え入れて療育する制度です。

里親になるには、研修や療育環境などの調査、審議会での審査のあと、里親として登録される必要があります。

安心して身を委ねられる場所である「家庭」を望む子どもたちのために、私たちにできることを考えてみませんか。

・養育里親

実家庭で生活できない子どもを、実家庭に戻れるまで、または自立できるまで養育する里親。

・養子縁組里親

将来にわたって親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子どもを、養子縁組を前提として養育する里親。

☎社会福祉法人小鳩会 里親支援センターしが

☎(525)0030 FAX(526)7203

✉fostering@kobatokai.or.jp

10月20日(月)は 世界骨粗しょう症デー

骨粗しょう症とは、骨の量(骨密度)や質が低下して、骨折しやすくなる病気です。骨粗しょう症の患者は1,590万人と推計されており、60歳代女性の5人に1人、70歳代女性では3人に1人が骨粗しょう症といわれています。

骨粗しょう症は自覚症状があらわれにくいので、40歳を過ぎたら定期的に検査することが大切です。市では、令和8年3月31日時点で40・45・50・55・60・65・70歳の女性に、骨粗しょう症検診を行っています。対象となる人はぜひ検診を受け、骨粗しょう症の予防と早期発見に努めましょう。



ホームページ

☎すこやか生活課

☎・☎(581)0201 FAX(582)1138

旧 優生保護法補償金などの申請を受け付けています

☎県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(県子育て支援課内) ☎(528)3567 FAX(528)4868

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後4時30分)

優生手術や人工妊娠中絶などを受けた人へ、国から補償金などが支給されます。詳しくは、県HPをご覧ください。



県ホームページ

補償金

☎旧 優生保護法に基づく優生手術(障害や遺伝性疾患、精神疾患などを理由にした、子どもができなくなる手術)などを受けた人・配偶者(事実婚などを含む)

※死亡している場合は、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫またはおい・めい)

支給額 本人1,500万円、配偶者500万円

一時金(優生手術など)

☎旧 優生保護法に基づく優生手術などを受け、現に生存している人

支給額 320万円

一時金(人工妊娠中絶など)

☎旧 優生保護法に基づく人工妊娠中絶などを受け、現に生存している人

〔旧 優生保護法に規定する優生上の要件(遺伝性疾患、精神疾患など)に該当する人など〕

支給額 200万円

☎令和12年1月16日(水)までに上記へ。